※第19条第３項の別紙の例（就労継続支援Ｂ型）

この別紙を重要事項説明書でも使用することで、運営規程と重要事項説明書の不一致を発生させないようにする。

別紙　利用者から受領する費用

１　食事の提供に要する費用　　１食　○○○円

ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として１食○○○円とする。

食事の提供時間　昼食：○時から○時まで

　　　　　　　　　　（12月●日及び１月●日は食事を提供しない）

　　●●日前までにキャンセルの連絡がない場合は、利用者は事業者に実費を支払う。

食事提供体制加算は人件費に相当するため、当該加算の非対象者からは適切な食材料費を徴収することから、当該加算対象者と非対象者を同額に設定することは認められない。

具体的には、札幌市ホームページ「よくある質問（障害福祉サービス等の事業運営）」を参照。

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/yokuarushitsumon.html#syokujiteikyou

２　日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

他、実際に提供する就労継続支援の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。

なお、日常生活費の範囲については厚生労働省通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日　障発第1206002号）」に留意すること。